ID:　113

担当部署:　市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	あしや温泉駐車場の使用料の徴収
例規名 根拠条項	芦屋市立あしや温泉の設置及び管理に関する条例　第5条の2第1項
例規番号	平成7年条例第19号

【根拠条文】

（駐車場使用料）

第5条の2　駐車場の使用料の額は、駐車時間が30分までごとに100円とする。ただし、温浴施設の利用者にあっては最初の1時間30分以内、足湯の利用者にあっては最初の30分以内は無料とする。

2　市長は、特に必要と認めるときは、駐車場の使用料の全部又は一部を免除することができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日